

## 実績評価書

平成19年8月

|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 評価の対象となる施策目標 | 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること |
|--------------|------------------------------|

## 1. 政策体系上の位置付け等

|  |     |  |
|--|-----|--|
| 基本目標   | IV  | 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること  |
| 施策目標   | 3   | 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること |
| 施策目標   | 3-1 | 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること                     |
| ※重点評価課題(児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実・強化)  |     |  |
| 個別目標1  |     | 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること                   |
| (主な事務事業)   |     |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)</li> <li>・要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進</li> <li>・相談援助体制の強化</li> </ul>   |     |  |
| 個別目標2  |     | 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること                     |
| (主な事務事業)   |     |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の小規模化の推進</li> <li>・心理療法担当職員の配置</li> <li>・児童家庭支援センター運営事業</li> </ul>   |     |  |
| 個別目標3  |     | 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること              |
| (主な事務事業)   |     |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人相談員の設置</li> <li>・婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の配置</li> <li>・婦人保護施設における夜間警備体制の強化</li> </ul>   |     |  |
| 施策の概要(目的・根拠法令等)  |     |  |
| 1 目的等  |     |  |
| <p>児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。</p>        |     |  |
| 2 根拠法令等  |     |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)</li> <li>○児童福祉法(昭和22年法律第164号)</li> <li>○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)</li> <li>○「少子化社会対策大綱」(平成16年6月4日閣議決定)</li> </ul> |     |  |

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 主管部局・課室 | 雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 |
| 関係部局・課室 | 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課      |

## 2. 現状分析

|   |
|---|
| <p>児童虐待への対応については、平成12年1月に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成17年度には児童虐待防止法制定直前の約3倍に当たる34,472件となるなど、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。</p> <p>また、配偶者からの暴力（以下「DV」）の問題については、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」）が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件（19.2%）から平成17年度21,125件（28.9%）と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。</p> |
|---|

## 3. 施策目標に関する評価

| 施策目標に係る指標<br>(達成水準/達成時期)   |   | H14           | H15           | H16             | H17             | H18             |
|--|---|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1  | 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を設置している市町村数（単位：自治体）<br>（全市町村/平成21年度）                    | 702<br>(21.7) | 967<br>(30.1) | 1,243<br>(39.8) | 1,224<br>(51.0) | 1,271<br>(69.0) |
| 2  | 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数（単位：自治体）<br>（全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市/平成21年度） | —             | —             | —               | 43<br>(70.5)    | 64<br>(100)     |
| 3  | 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数<br>（単位：か所）<br>（845か所以上/平成21年度）                        | 26            | 40            | 280             | 375             | 412             |
| 4  | 婦人相談員の設置数<br>（単位：か所）<br>（前年度以上/毎年度）   | 805           | 840           | 866             | 904             | 915             |
| (調査名・資料出所、備考)<br>・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり（同法25条の2）、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、( )内は、全国の市町村数に占める割合(%)である。<br>・指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成14～16の数値は、事業開始が平成17年度からのため、記載できない。<br>・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。<br>・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。                 |   |               |               |                 |                 |                 |
| <b>施策目標の評価</b><br><b>児童虐待防止対策については、市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置が促進されるなど市町村の体制が強化され、また、児童相談所における24時間365日体制確保の促進など児童相談所の体制も強化されているところである。また、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加により、施設の小規模化も進んでいるところであり、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示し、さらに、婦人相談員の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価できる。</b><br><b>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</b> |   |               |               |                 |                 |                 |

## 4. 個別目標に関する評価

| 個別目標 1 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること   |  |               |               |                 |                 |                 |
|---|--|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 個別目標に係る指標   |  |               |               |                 |                 |                 |
| アウトプット指標  |  |               |               |                 |                 |                 |
| (達成水準/達成時期)   |  |               |               |                 |                 |                 |
|   |  | H14           | H15           | H16             | H17             | H18             |
| 1   | 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(単位:自治体)(全市町村/平成21年度)<br>※施策目標に係る指標1と同じ。                    | 702<br>(21.7) | 967<br>(30.1) | 1,243<br>(39.8) | 1,224<br>(51.0) | 1,271<br>(69.0) |
| 2   | 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数(単位:自治体)(全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市/平成21年度)<br>※施策目標に係る指標2と同じ。 | -             | -             | -               | 43<br>(70.5)    | 64<br>(100)     |
| 3   | 生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数(単位:件)(全戸訪問/平成21年度)   | -             | -             | -               | -               | -               |
| (調査名・資料出所、備考)   |  |               |               |                 |                 |                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、( )内は、全国の市町村数に占める割合(%)である。</li> <li>指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成14~16欄の数値は、事業開始が平成17年度からのため、記載できない。</li> <li>指標3は、「生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」として、平成19年度からの新規事業のため、未記入。</li> </ul> |  |               |               |                 |                 |                 |
| 参考指標  |  | H14           | H15           | H16             | H17             | H18             |
| 1   | 児童虐待相談対応件数(単位:件)   | 23,738        | 26,569        | 33,408          | 34,472          | 37,343          |
| (調査名・資料出所、備考)   |  |               |               |                 |                 |                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>参考指標1は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。</li> <li>平成18年度の数値は、平成19年7月現在の速報値であり、同年秋頃に確定値を公表予定である。</li> </ul>   |  |               |               |                 |                 |                 |
| 個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)  |  |               |               |                 |                 |                 |
| 市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)の設置が促進されるとともに、児童相談所における24時間365日体制確保も進められている。このことから、市町村において関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し適切な対応を図るための連携等の体制整備が促進されるとともに、児童相談所による相談体制の強化が進んでいるものであり、児童虐待の早期発見・早期対応にあたって有効かつ効率的な手段であると評価できる。   |  |               |               |                 |                 |                 |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要  |  |               |               |                 |                 |                 |
| 事務事業名 : 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進   |  |               |               |                 |                 |                 |
| 平成18年度 : 33,956百万円の内数(補助割合:1/2相当定額)   |  |               |               |                 |                 |                 |
| 予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )   |  |               |               |                 |                 |                 |
| 実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所<br>都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人<br>その他( )  |  |               |               |                 |                 |                 |
| 概要 :<br>要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村における児童虐待防止の中核となる要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)(保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等により構成される)について設置促進及び機能強化を図る。  |  |               |               |                 |                 |                 |
| 事務事業名 : 相談援助体制の強化(児童相談所24時間365日事業体制対応協力員を配置)  |  |               |               |                 |                 |                 |
| 平成18年度 : 1,783百万円の内数(補助割合:1/2相当定額)  |  |               |               |                 |                 |                 |
| 予算額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )   |  |               |               |                 |                 |                 |

(VI-3-1)

|             |  |
|-------------|--|
| 実施主体        | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所<br>都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人<br>その他（指定都市・児童相談所設置市）  |
| 概要          | 虐待件数の増加や困難事例の増加、また改正児童福祉法により、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することも踏まえ、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間365日事業体制対応協力員を配置する。 |
| 事務事業名       | 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）  |
| 平成年度<br>予算額 | 百万円の内数（補助割合：[国 / ][ / ][ / ]）<br>一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）   |
| 実施主体        | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所<br>都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人<br>その他（ ）  |
| 概要          | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域をつなぐ最初の機会とする。（平成19年度新規事業）  |

| 個別目標 2 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること  |   |        |        |        |        |        |
|--|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 個別目標に係る指標  |   |        |        |        |        |        |
| アウトプット指標   |   |        |        |        |        |        |
| (達成水準/達成時期)  |   |        |        |        |        |        |
|  |   | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    |
| 1  | 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数<br>(単位:か所)<br>(845か所以上/平成21年度)<br>※施策目標に係る指標3と同じ。 | 26     | 40     | 280    | 375    | 440    |
| 2  | 児童家庭支援センターの設置数<br>(単位:か所)<br>(100か所以上/平成21年度)                               | 40     | 46     | 52     | 59     | 66     |
| (調査名・資料出所、備考)  |   |        |        |        |        |        |
| ・指標1及び2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。  |   |        |        |        |        |        |
| 参考指標   |   |        |        |        |        |        |
|  |   | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    |
| 1  | 児童虐待相談対応件数<br>(単位:件)  | 23,738 | 26,569 | 33,408 | 34,472 | 37,343 |
| (調査名・資料出所、備考)  |   |        |        |        |        |        |
| ・参考指標1は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。  |   |        |        |        |        |        |
| ・平成18年度の数值は、平成19年7月現在の速報値であり、同年秋頃に確定値を公表予定である。   |   |        |        |        |        |        |
| 個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)   |   |        |        |        |        |        |
| 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置数は、375か所から440か所に増加し、また、児童家庭支援センターは、59か所から66か所に増加している。児童虐待相談対応件数の増加を踏まえると、虐待を受けた子どもの相談、保護及び支援のため、地域に根ざした体制を整備し、また、児童の事情に応じたきめ細やかな相談や治療を行うことは有効かつ効率的であると評価できる。 |   |        |        |        |        |        |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要   |   |        |        |        |        |        |
| 事務事業名:施設の小規模化の推進   |   |        |        |        |        |        |
| 平成18年度予算額:2,373百万円(補助割合:[国1/2][都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2][ / ])  |   |        |        |        |        |        |
| 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )  |   |        |        |        |        |        |
| 実施主体:本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所<br>都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人<br>その他( )   |   |        |        |        |        |        |
| 概要:虐待を受けた子ども等に対して、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを行うための体制整備を行う。   |   |        |        |        |        |        |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要   |   |        |        |        |        |        |
| 事務事業名:児童家庭支援センター運営事業   |   |        |        |        |        |        |
| 平成18年度予算額:322百万円(補助割合:[国1/2][都道府県、政令市、児童相談所設置市1/2][ / ])   |   |        |        |        |        |        |
| 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )  |   |        |        |        |        |        |
| 実施主体:本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所<br>都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人<br>その他( )   |   |        |        |        |        |        |
| 概要:虐待等に対する相談に応じ、必要な助言を行う。  |   |        |        |        |        |        |
| 事務事業名:心理療法担当職員の配置  |   |        |        |        |        |        |
| 平成18年度予算額:1,276百万円(補助割合:[国1/2][都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市1/2]:[国1/2][都道府県1/4]、[市及び福祉事務所設置町村1/4])   |   |        |        |        |        |        |
| 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )  |   |        |        |        |        |        |
| 実施主体:本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所<br>都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人<br>その他( )   |   |        |        |        |        |        |
| 概要:虐待を受けた子ども等に対して治療や心理療法等を実施するものである。   |   |        |        |        |        |        |

| 個別目標3 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること   |        |        |        |        |        |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 個別目標に係る指標   |        |        |        |        |        |
| アウトプット指標  |        |        |        |        |        |
| (達成水準/達成時期)   |        |        |        |        |        |
|   | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    |
| 1   | 805    | 840    | 866    | 904    | 915    |
| 1 婦人相談員の設置数(単位：か所)<br>(前年度以上/毎年度)<br>※施策目標に係る指標4と同じ。  |        |        |        |        |        |
| 2   | —      | —      | 8      | 8      | 5      |
| 2 婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の配置(単位：か所)<br>(前年度以上/毎年度)  |        |        |        |        |        |
| (調査名・資料出所、備考)   |        |        |        |        |        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。</li> <li>指標2の平成14年度～15年度の数値は、平成16年度から事業を実施しているため記載できない。</li> </ul>  |        |        |        |        |        |
| 参考指標  |        |        |        |        |        |
|   | H14    | H15    | H16    | H17    | H18    |
| 1   | 17,611 | 19,260 | 20,119 | 21,125 | 22,315 |
| 1 婦人相談所及び婦人相談員におけるDVに関する相談処理件数<br>(単位：件)  |        |        |        |        |        |
| (調査名・資料出所、備考)   |        |        |        |        |        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>参考指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。</li> </ul>   |        |        |        |        |        |
| 個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)  |        |        |        |        |        |
| 平成18年度においては、婦人相談員の設置数は伸びている。一方、婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の配置については配置数が減少しているが、それは、平成18年度において、前年度まで同伴乳幼児の対応等を行う指導員を配置していた婦人相談所において、別の配置要件を満たさなくなったため、補助を認めなかったものであり、同伴乳幼児の対応等を行う指導員の必要性が減少したわけではない。婦人相談所及び婦人相談員におけるDVに関する相談処理件数の増加を踏まえると、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備することは、有効であると評価できる。 |        |        |        |        |        |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要  |        |        |        |        |        |
| 事務事業名：婦人相談員の設置  |        |        |        |        |        |
| 平成18年度 1,783百万円(補助割合：[国1/2][都道府県及び市1/2][ / ])   |        |        |        |        |        |
| 予 算 額 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )   |        |        |        |        |        |
| ※予算額は「児童虐待・DV対策等総合支援事業」の内数  |        |        |        |        |        |
| 実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所  |        |        |        |        |        |
| 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  |        |        |        |        |        |
| その他( )  |        |        |        |        |        |
| 概要：DV等の相談に応じるため、婦人相談員を配置する。   |        |        |        |        |        |
| 事務事業名：婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の配置  |        |        |        |        |        |
| 平成18年度 789百万円(補助割合：[国5/10][都道府県5/10][ / ])  |        |        |        |        |        |
| 予 算 額 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )   |        |        |        |        |        |
| 実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所  |        |        |        |        |        |
| 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  |        |        |        |        |        |
| その他( )  |        |        |        |        |        |
| 概要：   |        |        |        |        |        |
| 婦人相談所一時保護所に保護されたDV被害者等が自立に向けた取組を安心して行える環境を整備することを目的として、同伴乳幼児の対応等を行う指導員を配置する。<br>(なお、平成19年度からは、従来からの婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の対象を乳幼児から児童に拡大して配置することとしている。)   |        |        |        |        |        |
| 事務事業名：婦人保護施設における夜間警備体制の強化   |        |        |        |        |        |
| 平成18年度 1,281百万円(補助割合：[国5/10][都道府県5/10][ / ])  |        |        |        |        |        |
| 予 算 額 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )   |        |        |        |        |        |
| 実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所  |        |        |        |        |        |
| 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  |        |        |        |        |        |
| その他( )  |        |        |        |        |        |

概要：

婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全を確保する。

## 5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
  - i 組織体制の見直しの検討
  - ii 予算の見直しの検討
  - iii 事務事業の新設の検討
  - iv その他 ( )
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

## 6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
  - ・児童福祉法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（平成16年11月10日衆議院厚生労働委員会）  
児童福祉司等の資質向上及び配置基準の見直しなど児童相談所及び市長村の体制拡充、家庭裁判所の児童福祉に関する機能強化への取組推進、国及び地方自治体における関係機関との連携強化、保護者への指導・支援のあり方及び虐待事件の検証結果等の地方自治体への周知徹底について、適切な措置を講ずるべきとされている。
  - ・児童福祉法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（平成16年11月25日衆議院厚生労働委員会）  
児童福祉司等の資質向上及び配置基準の見直しなど児童相談所の体制拡充、要保護児童対策地域協議会の全市町村設置、市町村への技術的支援、家庭裁判所の児童福祉に関する機能強化への取組推進、国及び地方自治体における関係機関との連携強化、保護者への指導・支援のあり方及び虐待事件の検証結果等の地方自治体への周知徹底について、適切な措置を講ずべきとされている。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
  - ・「男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日閣議決定）  
男女共同参画基本計画（第2次）（抄）  
第2部 施策の基本的方向と具体的施策  
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援  
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実  
ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実  
○児童虐待への取組の推進
  - ・「子ども・子育て応援プラン」  
平成16年12月に全閣僚で構成される少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育て応援プラン」において、児童虐待防止対策の推進として、
    - ・虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置
    - ・育児支援家庭訪問事業を平成21年度までに全市町村で実施
    - ・児童相談所の夜間対応等の体制整備を今後5年間で全都道府県・指定都市で実施
    - ・児童家庭支援センターを平成21年度までに100か所整備
 などに取り組むとともに、概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿では、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる（児童虐待死の撲滅を目指す）」としており、施策を強力に推進することとしている。
  - ・「新しい少子化対策について」（平成18年6月20日少子化社会対策会議決定）  
2. 新たな少子化対策の推進  
(1) 子育て支援策  
⑦子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築  
(3) その他重要な施策  
④児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
  - ・「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、

困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」(第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説)

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。

④会計検査院による指摘  
なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成16年10月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」などを踏まえ、同年10月、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、様々な専門分野で構成される有識者が、継続的・定期的に全国の児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、全国の子ども虐待関係者が認識すべき共通の課題とその対応を取りまとめるとともに、制度やその運用についての改善を促すことを目的として、平成17年4月に第1次報告がとりまとめられ、さらに、平成18年3月に第2次報告がとりまとめられた。

#### 7. 本評価書に関連する他の実績評価書

VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること